

## 資料3 第3次八潮市環境基本計画策定の経緯

### (1) 第3次八潮市環境基本計画策定経過

○：庁内 □：審議会 ■：市民参加

	事 項	内 容	
令和5年度	6月2日	○庁議において、第3次八潮市環境基本計画の策定について報告	
	8月14日	第3次八潮市環境基本計画策定業務委託の締結	工又エス環境株式会社東京支社
	11月7日～ 11月24日	■環境に関する（市民・事業者）アンケート調査の実施	市民 1,000人 事業者 1,500事業所
	11月21日	○庁内関係各課へ省エネ診断に係るエネルギー利用設備調査の実施	
	11月29日	□第1回八潮市環境審議会 第3次八潮市環境基本計画の策定について	
	1月12日	○庁内関係各課へ八潮市環境基本計画関連指標、施策調査について依頼	
	2月27日	□第2回八潮市環境審議会 第3次八潮市環境基本計画の策定に伴う、環境に関する（市民・事業者）アンケート調査報告書について	
令和6年度	5月31日	□第1回八潮市環境審議会 ・第3次八潮市環境基本計画について諮問 (1) 第3次八潮市環境基本計画策定に伴う基礎調査報告書について (2) 第3次八潮市環境基本計画（骨子案）について審議	
	6月4日	○庁議において、第3次八潮市環境基本計画（骨子案）について報告	
	8月7日	□庁内関係各課へ第3次八潮市環境基本計画関連指標、目標値調査について依頼	
	8月28日	□第2回八潮市環境審議会 第3次八潮市環境基本計画（素案）について審議	
	11月29日	□第3回八潮市環境審議会 第3次八潮市環境基本計画（素案）について審議	

令和7年度	6月3日	□庁内関係各課へ第3次八潮市環境基本計画における実測値等調査について依頼	
	7月31日	□第1回八潮市環境審議会 第3次八潮市環境基本計画(素案)について審議	
	9月18日～ 9月25日	○庁内関係各課へ第3次八潮市環境基本計画(素案)に対する意見等について確認	
	10月7日	○庁議において、第3次八潮市環境基本計画(素案)について報告	
	11月10日～ 12月10日	○第3次八潮市環境基本計画(素案)のパブリックコメント	
	2月6日	□第2回八潮市環境審議会 (1) 第3次八潮市環境基本計画(案)について審議 (2) 第3次八潮市環境基本計画(案)について(答申)	
	2月19日	○庁議において、第3次八潮市環境基本計画(案)について報告	
	3月3日	○庁議付議	

## (2) 諮問

八潮環第94号

令和6年5月31日

八潮市環境審議会

会長 高橋 金作 様

八潮市長 大山 忍

### 第3次八潮市環境基本計画について（諮問）

標記計画の策定にあたり、八潮市環境基本条例第25条第2号の規定により、貴審議会の意見を求めます。

### (3) 答申

八潮環審第2号

令和8年2月6日

八潮市長 大山 忍 様

八潮市環境審議会

会長 高橋 金作

#### 第3次八潮市環境基本計画（案）について（答申）

令和6年5月31日付け、八潮環第94号で諮問のありました標記の件について、当審議会は慎重に審議を重ねて結論に至ったため、別添のとおり答申いたします。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に留意されるよう申し添えます。

#### 記

- 1 本計画が目指す望ましい環境像である「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」の実現に向けて、各施策を着実に実施すること。
- 2 本計画は、八潮市地球温暖化対策実行計画・事務事業編及び区域施策編、八潮市気候変動適応計画を内包する計画であることから、市が率先して各取組を総合的に推進すること。
- 3 地球温暖化対策を重要な柱として位置づけ、脱炭素社会及び循環型社会の実現に向け、市民、事業者との協働により、各施策を総合的に推進すること。

## (4) パブリックコメント実施結果

### 1 意見募集期間

令和7年11月10日（月）から令和7年12月10日（水）まで（30日間）

### 2 提出された意見

提出された意見なし

## (5) 八潮市環境審議会委員名簿

任期：令和3年10月1日から令和5年9月30日

（敬称略 ◎会長、○副会長）

区 分	氏 名	推薦団体等
条例第26条第2項第1号 学識経験を有する者	石川 麗子	学識経験者（弁護士） 任期：R3.10.1～R5.1.31
	久能 由莉子	学識経験者（弁護士） 任期：R5.2.1～R5.9.30
条例第26条第2項第2号 関係団体が推薦する者	稲村 健太郎	（社）草加八潮医師会
	竹本 美恵子	八潮市商工会
	柳川 勝美	草加八潮工業会
	○ 木内 武彦	NPO 法人埼玉環境カウンセラー協会
	種家 宗利	（一社）八潮青年会議所
条例第26条第2項第2号 関係行政機関の職員	斉藤 龍司	埼玉県越谷環境管理事務所 任期：R3.10.1～R5.3.31
	福田 真道	埼玉県越谷環境管理事務所 任期：R3.4.1～R5.9.30
条例第26条第2項第4号 その他市長が必要と認める者	◎ 高橋 金作	市民代表
	岸 美枝	市民代表

任期：令和5年10月1日から令和7年9月30日

(敬称略 ◎会長、○副会長)

区 分	氏 名	推薦団体等
条例第26条第2項第1号 学識経験を有する者	久能 由莉子	学識経験者（弁護士）
条例第26条第2項第2号 関係団体が推薦する者	稲村 健太郎	（社）草加八潮医師会
	竹本 美恵子	八潮市商工会
	柳川 勝美	草加八潮工業会
	○ 木内 武彦	NPO 法人埼玉環境カウンセラー協会
	大森 繁幸	（一社）八潮青年会議所
条例第26条第2項第2号 関係行政機関の職員	福田 真道	埼玉県越谷環境管理事務所
条例第26条第2項第4号 その他市長が必要と認める者	◎ 高橋 金作	市民代表
	岸 美枝	市民代表

任期：令和8年2月6日から令和10年2月5日

(敬称略 ◎会長、○副会長)

区 分	氏 名	推薦団体等
条例第26条第2項第1号 学識経験を有する者	久能 由莉子	学識経験者（弁護士）
条例第26条第2項第2号 関係団体が推薦する者	稲村 健太郎	（社）草加八潮医師会
	田中 恵子	八潮市商工会
	柳川 勝美	草加八潮工業会
	○ 木内 武彦	NPO 法人埼玉環境カウンセラー協会
	大場 悠貴	（一社）八潮青年会議所
条例第26条第2項第2号 関係行政機関の職員	福田 真道	埼玉県越谷環境管理事務所
条例第26条第2項第4号 その他市長が必要と認める者	◎ 高橋 金作	市民代表
	岸 美枝	市民代表

## (6) 事務局

### 令和5年度

No	所 属	職 名	氏 名
1	生活安全部	部長	荒浪 淳
2	生活安全部 環境リサイクル課	副部長兼課長	向 忠義
3	生活安全部 環境リサイクル課 環境保全係	係長	佐藤 安茂
4	生活安全部 環境リサイクル課 環境保全係	主任	稲田 邦彦

### 令和6年度

No	所 属	職 名	氏 名
1	生活安全部	部長	荒浪 淳
2	生活安全部 環境リサイクル課	副部長兼課長	向 忠義
3	生活安全部 環境リサイクル課 環境保全係	係長	佐藤 安茂
4	生活安全部 環境リサイクル課 環境保全係	主事	渡邊 凱彦

### 令和7年度

No	所 属	職 名	氏 名
1	生活安全部	部長	向 忠義
2	生活安全部 環境リサイクル課	副部長兼課長	内海 光章
3	生活安全部 環境リサイクル課 環境保全係	係長	佐藤 安茂
4	生活安全部 環境リサイクル課 環境保全係	主事	渡邊 凱彦